

6 指 第 3 0 6 号
令和6年3月28日

建設業関係団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長

土木工事安全施工技術指針の改定について（通知）

令和6年3月12日付け国近整技調第66号で土木工事安全施工技術指針の改定について、近畿地方整備局企画部長から通知がありました。

京都府建設交通部の土木工事に関しては土木請負工事必携において、国土交通省の土木工事安全施工技術指針を準用しております。ついては、今回の改定に伴い、土木工事請負必携の4土木工事安全施工技術指針を改定しますので、参考に通知します。

適用は、国土交通省に合わせて令和6年4月からとし、府HPの該当部分を更新します。

<参考：主な改定内容>

- 国道1号静清立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策を踏まえ、土木工事安全施工技術指針を改定。
- そのほか、各種関連法令の改定・通達等に伴う改定。

[土木工事共通仕様書（案）他／京都府ホームページ \(pref.kyoto.jp\)](#)

担 当	指導検査課 指導係 岸上
電 話	075-414-5227